

定し、拠点病院・肝疾患専門医療機関・かかりつけ医との肝疾患診療ネットワークを構築しています。(表2-8-11、2-8-12)

- 肝炎患者は病気の進行、治療、就労の継続、経済的な問題など様々な不安を抱えており、安心して治療を開始・継続していくため、拠点病院において肝疾患相談室を開設し、患者等を支援しています。
- B型及びC型肝炎は、インターフェロン治療等が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能ですが、この治療に係る医療費の患者負担が高額であるため、国の制度に基づく医療費助成を実施し、肝炎患者の経済的負担の軽減を図っています。

さらに拡充しながら、治療水準の向上と均てん化を図っていく必要があります。

- 肝炎患者が治療開始・継続できるように国の制度に基づく医療費助成を継続実施していく必要があります。また、治療法の進歩や医療費助成制度を知らないために未治療である方を治療に繋げていくために、市町村・医療機関等に対し、肝炎治療や医療費助成制度についての普及啓発を行う必要があります。

【今後の方策】

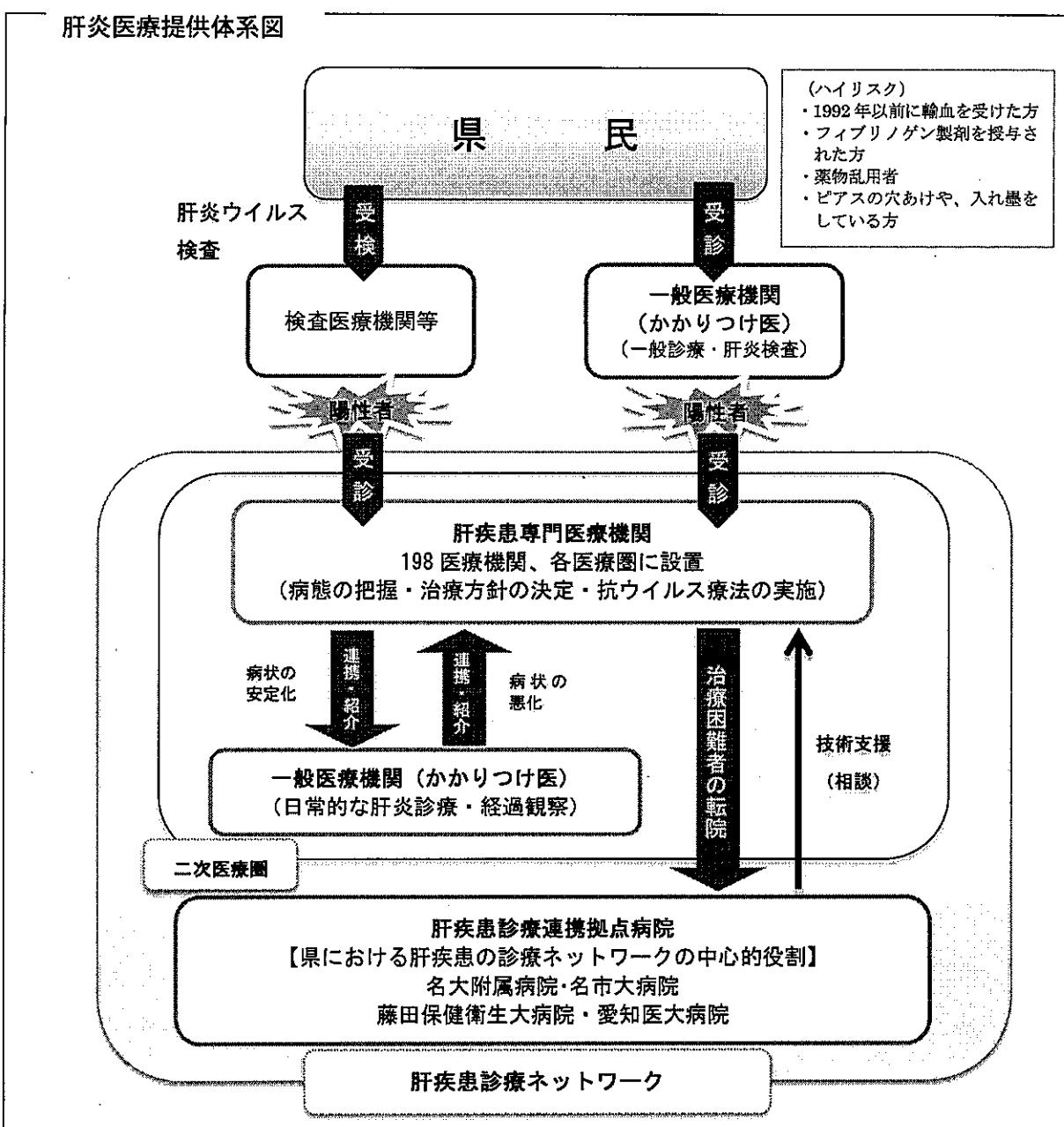
- 国の「肝炎対策基本法」に基づき策定した「愛知県肝炎対策推進計画」に沿って肝炎対策を総合的に推進します。
- 県民に対して、検査の受検を勧奨し、肝炎についての正しい理解が進むよう効果的な普及啓発・情報提供等を行い、肝炎ウイルス検査の受検者を掘り起こすとともに、感染の拡大を防止するため、新たな感染の可能性が高い若年層に対し、血液の付着する器具の共有を伴う行為等による感染の危険性等について啓発し、新たな感染を予防します。
- 検査希望者が検査を受検できるよう、引き続き保健所等の無料検査体制を維持するとともに、市町村の健康増進事業における肝炎ウイルス検査の個別勧奨の推進など、検査の受検促進を図ります。
- 検査で陽性となった者が確実に適切な医療機関を受診するために、結果伝達時に専門医療機関を受診するよう働きかけるとともに、その後の受診状況の確認と未受診の場合の受診勧奨を行う体制を整備します。
- 治療に対する患者自らの自覚を促す一助とするため、病態や生活上の注意事項を紹介し、また、治療や経過の記録が残せるような資材を作成、配布します。
- 肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患専門医療機関とかかりつけ医とのネットワーク（肝疾患診療ネットワーク）を構築し、連携を図ってきたところですが、さらに拡充しながら引き続き治療水準の向上と均てん化を図ります。
- かかりつけ医と専門医療機関が連携して診療し、陽性者に適切な医療が行われるよう肝炎診療支援（診療連携）マニュアルを作成・配布します。
- 肝炎患者の治療についての不安や精神的負担の軽減や、肝炎患者の受診継続を支援していくようにするために、現行の肝疾患相談室の機能の充実や、保健所や市町村の担当者に対し研修を開催します。
- B型及びC型ウイルス肝炎の根治を目的として行う抗ウイルス療法については、国の制度に基づき引き続き医療費の助成を実施していくとともに、肝炎治療及び医療費助成制度について、肝炎患者、市町村、医療機関等関係機関に広く周知していきます。

表2-8-11 肝疾患診療連携拠点病院（平成24年10月1日現在）

指定日	医療機関名
平成20年4月	名市大病院
平成22年4月	名大付属病院
	藤田保健衛生大学病院
	愛知医科大学病院

表2-8-12 肝疾患専門医療機関(平成24年10月1日現在)

医療圏	医療機関数	医療圏	医療機関数	医療圏	医療機関数
名古屋	80	尾張西部	18	西三河南部東	9
海 部	6	尾張北部	17	西三河南部西	11
尾張中部	4	知多半島	13	東三河北部	1
尾張東部	7	西三河北部	9	東三河南部	23
				計	198

**【体系図の説明】**

- 肝炎ウイルス検査や一般医療機関での診療等によって感染が明らかになった陽性者は、病態の把握等のため肝疾患専門医療機関を受診します。
- 肝疾患専門医療機関では、病態の把握、治療方針の決定等をし、病状が安定している場合は一般医療機関（かかりつけ医）を紹介するなど連携して治療を行います。

- 一般医療機関（かかりつけ医）では、日常的な肝炎診療（内服処方、注射等）・経過観察を行い、病状が悪化した場合は、肝疾患専門医療機関を紹介するなど連携して治療します。
- 肝疾患診療連携拠点病院では、治療困難者等の受け入れとともに、肝疾患専門医療機関に対し、肝炎治療についての最新の知見をもって技術支援等を行います。

用語の解説

- ウイルス性肝炎
肝炎ウイルスに感染して、肝臓の細胞が壊れていく病気です。主な肝炎ウイルスにはA型、B型、C型、D型、E型の5種類がありますが、特にB型、C型の肝炎ウイルスによるものは、慢性化し、肝硬変や肝がんに至ることがあります。
- 肝疾患診療連携拠点病院
肝疾患専門医療機関に求められる条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、県の中で肝疾患診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、県が指定した医療機関です。
 - ◆ 医療情報の提供
 - ◆ 県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
 - ◆ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、講演会の開催、相談支援
 - ◆ 専門医療機関との協議の場の設定
 - ◆ 肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制
- 肝疾患専門医療機関
以下の条件を満たす医療機関であって、県が指定した医療機関です。
 - ◆ 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会の専門医等）による診断と治療方針の決定が行われていること
 - ◆ インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること
 - ◆ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること
 - ◆ 肝疾患診療連携拠点病院等が実施する肝疾患に関する研修会等に参加できること
- インターフェロン治療
インターフェロンは免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです。B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5～9割の人が治療効果を期待できますが、治療効果は遺伝子型やウイルス量などによって異なります。

第9節 歯科保健医療対策

【現状と課題】

現 状

1 かかりつけ歯科医の推進

- 平成24年度生活習慣関連調査によると、かかりつけ歯科医を持つ者の割合は75.6%であり、年代によってもその割合は異なります。

課 題

- 全身疾患と歯科疾患との関係を住民に広く周知し、かかりつけ歯科医機能について十分啓発し、かかりつけ歯科医を持つことを積極的に推奨していく必要があります。

2 病診連携、診診連携の推進

- 全身疾患有する患者の歯科診療では、かかりつけ医との連携が必要です。
- 診療所・歯科診療所との連携の実施率は21.1%、特定機能病院との連携の実施率は43.2%、他の病院との連携の実施率は47.2%であり、診療所・歯科診療所との連携の実施率は低い状況にあります。(表2-9-1)
- 歯科口腔外科を有する病院と診療所の紹介システムが円滑に稼動するよう、愛知県歯科医師会が体制整備をしています。
- 生活習慣病の増加に伴い、歯科診療所への受診者が有病者である確率が高くなっています。
- 糖尿病教育入院、外来者糖尿病教室を実施している病院のうち、教育プログラムの中に「歯・歯周病」に関する内容を導入している病院は29か所です。
- 高齢者の増加に伴い、介護予防の観点からも、摂食・嚥下に対する医療供給体制の確保が必要になります。

- 「医科から歯科」「歯科から医科」の病診連携・診診連携を進め、治療効果が一層期待できるシステムを確立する必要があります。

3 歯科医療体制

(I) 在宅療養児・者への歯科診療の現状

- 訪問歯科診療の実施率は、「患者の自宅」が29.7%、「施設等」が19.5%、その他介護保険の居宅療養管理指導は「歯科医師によるもの」が、10.5%ですが、医療圏によりばらつきがみられます。(表2-9-1)
- 在宅療養患者の歯科診療、口腔ケアに対する支援が求められています。
- 口腔管理の実践が気道感染予防につながるな

- 疾病の多様化、複雑化を踏まえ、疾病対策が可能となる医科歯科機能連携体制の整備を図るため、関係者間の情報の共有化と相互理解を深めていく必要があります。

- 糖尿病と歯周病の関係を踏まえ、糖尿病教育プログラムの中に歯に関する内容を充実させる必要があります。

- 医療機関、保健所、市町村等は摂食・嚥下に対する医療供給体制の確保に加え、住民に対し、口腔ケアや口腔機能向上に関する知識の普及啓発を積極的に展開する必要があります。また、急性期医療から在宅にいたる口腔管理体制を整備するとともに、連携システムの知識や技術に関する教育の充実を図る必要があります。

- 在宅療養者への訪問歯科診療及び居宅療養管理指導の充実した展開ができるよう、在宅療養支援歯科診療所の増加を図るなど体制整備を進めていく必要があります。

- 介護予防も念頭において口腔管理の

ど、口腔管理の重要性について、治療を受ける側と治療を行う側の認識が十分ではない状況にあります。

(2) 障害児・者への歯科診療の現状

- 社会福祉施設等の通所者・入所者の口腔内状況は、愛知県歯科医師会の活動や市町村、保健所のサポートにより改善されていますが、施設からの希望も増えてきています。

なお、愛知県歯科医師会では障害者歯科医療連携システムの構築を進めています。

- 身近な地域で障害児・者が安心して歯科治療を受けられる後方支援体制が不十分な状況にあります。

(3) 救急歯科医療の対応

- 第1次（初期）救急医療体制に参加していると回答のあった歯科診療所は1,311か所（56.2%）で、県内の全医療圏に分布しています。また地区歯科医師会は地元市町村と協議し、在宅当番医制をとっているところもあります。また、自院で夜間救急や休日救急対応をしている歯科診療所もあります。（表2-9-1）

4 ライフステージに応じた歯科保健対策

- 平成18年度以降、3歳児の歯の健康状態は全国一良い状況を保っています。これは乳歯のむし歯の抑制を目的とした2歳児対象の事業を充実させてきた結果であり、平成23年度では県内54市町村のうち47市町村（87.0%）で実施しています。また、2歳児健診を実施している47市町村全てでフッ化物歯面塗布事業を実施しています。

- 永久歯むし歯の減少を目的に、幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校においてフッ化物洗口を実施しています。平成11年度実施の小学校は2校でしたが、平成23年度末には、フッ化物洗口は、幼稚園・保育所（園）で483園、小学校では289校、中学校では10校と増加しています。

- 幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の増加により、むし歯の状況については、全国平均よりも高い水準にありますが、健康日本21あいち計画最終評価で目標値に達していない指標があります。

- 成人・老人を対象とした歯科健康診査や健康教育は、平成20年度以降すべての市町村で実施され、成人対象の節目歯科健康診査も平成21年度以降すべての市町村で実施されています。

重要性を広く啓発し、地域支援歯科医療チーム体制を整備する必要があります。

- 保健所や市町村は必要に応じ、社会福祉施設等へ歯科健康診査、歯科治療や歯科健康教育が実施できるようサポート体制を整備する必要があります。

- 医療圏ごとに障害児・者への定期的な歯科検診や歯科治療が提供できるよう診療所の後方支援となる拠点の確保が必要です。

- 医療圏ごとに、休日・夜間等、効果的な救急体制を検討していく必要があります。

- 市町村は乳幼児期の乳歯むし歯の減少を目指した質の高い事業の展開を積極的に行う必要があります。また、保健所は市町村が積極的な事業展開を住民に対して提供できるよう、市町村と協働して事業評価に努める必要があります。

- 保健所は、永久歯のむし歯の減少を目指した幼稚園・保育所（園）、小学校等におけるフッ化物の応用を推進し、実施施設に対しては、むし歯予防（抑制）効果の評価を支援する必要があります。

- 市町村が疾病対策の一環として積極的にフッ化物洗口に取り組むことができるよう、保健所は健康指標の進捗状況の把握に努め、データ還元をしていく必要があります。

- 県民の口腔の健康保持・増進のため、歯科健康診査や保健指導の充実・強化を図る必要があります。

- 節目歯科健康診査受診者の増加を図

- 歯を喪失する二大疾患の一つである歯周病対策については生活習慣病対策に取り入れて事業の展開をしています。
- 平成21年生活習慣関連調査によれば、喫煙が歯周病に影響することを知っている者は27.1%と十分周知がされていません。
- 高齢期における気道感染予防のための口腔ケアサービス提供体制が十分に整っていません。

5 地域歯科保健情報の把握・管理、人材育成

- 保健所は、地域歯科保健業務状況報告、母子健康診査マニュアル報告、地域保健・健康増進事業報告等から、地域歯科保健データの収集・分析をし、それらをもとに事業評価を行い、関係機関との情報交換をしています。
- 地域の歯科保健の向上を図るため、県、保健所、歯科医師会、歯科衛生士会が市町村歯科保健事業に従事する者を対象に研修会を開催しています。

るため、一般住民に対して「糖尿病と歯周病の関係」や「喫煙の歯周病に対する影響」などについて、知識の普及啓発を図る必要があります。

- たばこの健康影響に関する知識の普及を図るため、健康教育や市町村の禁煙支援プログラムの提供などを推進する必要があります。
- 口腔ケアの重要性を広く啓発し、関係者による口腔ケアサービス体制を地域の実情にあわせて整備する必要があります。
- 保健所は、歯科保健データの収集、分析、事業評価を行い、市町村等に還元する必要があります。
- 地域の課題に即した研修を、歯科医療関係者のみならず、企業、NPOなどの健康関連団体等も対象に企画する必要があります。

【今後の方策】

- 2020を達成するためには、関係者が歯科医療についての機能連携を十分に理解する必要があります。地域における医療の供給体制について関係者が情報を共有できる環境整備を図ります。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的な健康管理ができるような環境整備に努めます。
- 障害者や有病者、要介護者等の医療提供体制を整備するとともに、歯科疾患の重症化を予防し、口から食べることを支援する口腔ケアサービスが提供されるよう環境整備を図ります。
- 県民の健康で質の高い生活の実現のため、ライフステージに沿った歯科疾患対策(むし歯、歯周病)及び口腔機能の維持・向上に関する施策の拡充に努めます。
- 健康づくり推進協議会及び同協議会歯科保健対策部会において、歯科保健対策の分析・評価を行い、県施策を検討していきます。
- 歯科医療の病診連携および診診連携を推進するとともに機能連携を図っていきます。
- 地域における歯科保健対策が推進されるよう、歯科保健データの収集、分析、評価、還元を行うとともに、人材育成など市町村の求めに応じた支援を積極的に展開していきます。

【目標値】

表 2-9-1 歯科診療所の歯科医療提供状況

医療圏名	回収数 (件)	障害者治療 実施	初期 救急対応 実施	1か所以上と 連携している 歯科診療所	紹介先				
					特定機能病院	他の病院	診療所・歯科		
名古屋	820	55.9%	47.8%	79.1%	46.0%	48.7%	22.4%		
海部	95	70.5%	76.8%	81.1%	46.3%	46.3%	22.1%		
尾張中部	51	74.5%	76.5%	74.5%	27.5%	62.7%	21.6%		
尾張東部	158	68.4%	38.0%	84.8%	57.0%	45.6%	25.3%		
尾張西部	130	63.1%	33.1%	86.2%	30.0%	62.3%	23.8%		
尾張北部	246	65.4%	73.2%	82.1%	42.7%	48.8%	22.8%		
知多半島	168	61.3%	38.7%	75.0%	26.8%	51.2%	19.0%		
西三河北部	122	73.0%	68.0%	82.0%	59.0%	32.8%	13.9%		
西三河南部東	103	69.9%	58.3%	77.7%	43.7%	38.8%	17.5%		
西三河南部西	203	68.5%	67.0%	80.3%	38.9%	47.3%	17.7%		
東三河北部	25	68.0%	60.0%	80.0%	36.0%	48.0%	20.0%		
東三河南部	212	69.3%	77.8%	76.4%	42.0%	37.3%	19.8%		
県計	2333	63.5%	56.2%	79.9%	43.2%	47.2%	21.1%		
医療圏名	在宅医療等(左列:実施施設1か所あたりの件数 右列:実施率)						かかりつけ 歯科医を 持つ人の割合		
	訪問診察 (患者)	訪問診察 (患者以外)	居宅療養管理指導 (歯科医師)	居宅療養管理指導 (歯科衛生士)					
名古屋	4.7	28.3%	9.1	15.7%	10.6	11.3%	16.0	5.5%	74.8%
海部	1.0	28.4%	4.4	18.9%	8.2	5.3%	53.5	2.1%	82.4%
尾張中部	1.5	33.3%	1.4	58.8%	1.1	19.6%	2.0	5.9%	76.5%
尾張東部	3.1	27.2%	7.4	21.5%	5.8	10.8%	15.3	3.8%	75.7%
尾張西部	3.0	24.6%	12.2	16.9%	7.0	8.5%	7.7	7.7%	77.5%
尾張北部	0.9	41.5%	2.6	26.8%	1.9	18.7%	3.3	6.1%	72.4%
知多半島	3.0	30.4%	19.7	14.3%	7.8	7.7%	6.3	6.0%	74.0%
西三河北部	1.0	25.4%	6.0	18.0%	3.1	7.4%	11.3	3.3%	76.3%
西三河南部東	1.0	27.2%	3.7	16.5%	4.0	6.8%	7.3	2.9%	78.8%
西三河南部西	1.5	32.0%	3.9	23.6%	6.7	9.9%	3.1	4.4%	73.9%
東三河北部	1.3	36.0%	7.0	20.0%	4.0	8.0%	0.0	0.0%	75.0%
東三河南部	0.9	26.4%	2.1	19.3%	1.2	5.2%	2.0	3.3%	77.1%
県計	2.6	29.7%	6.5	19.5%	6.6	10.5%	10.7	4.9%	75.6%

注1:表頭「在宅医療等」の表中の%は、回収件数に対する値

注2:表頭「かかりつけ歯科医を持つ人の割合」は、「平成24年生活習慣関連調査」(愛知県健康福祉部)

注3:表頭「かかりつけ歯科医を持つ人の割合」以外は、「平成21年度愛知県歯科医療機能連携実態調査」(愛知県健康福祉部)

用語の解説

○ かかりつけ歯科医機能

生涯にわたって歯・口腔の健康を維持するために、定期的な歯科健康診査、歯の治療、歯に関する相談など、各個人のライフサイクルに沿って総合的に管理する歯科医師をかかりつけ歯科医といいます。また、高次医療や全身疾患有する場合において、かかりつけ歯科医が他科との連携により医療の質を担保することを、かかりつけ歯科医機能といいます。

○ 口腔ケア

口腔の疾病予防、健康保持・増進、口腔機能向上およびQOLの向上を目指したケアをいいます。具体的には、口腔清掃、義歯の着脱と手入れ、口腔機能訓練、歯肉・頬部のマッサージ、食事の介護、口臭の除去、口腔乾燥予防などがあります。

○ 口腔管理

歯科疾患、口腔粘膜疾患、口腔機能障害（摂食・嚥下機能障害を含む）等により器質的、機能的な変化に対する医学的管理をいいます。口腔内を起因とした感染症などのリスク低下や肺炎などの予防のため、歯科医師や歯科衛生士による口腔ケアの指導、歯や口腔粘膜の付着物の除去、摂食・嚥下リハビリテーション等を行います。

○ 在宅療養支援歯科診療所

後期高齢者の在宅又は社会福祉施設における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所

○ フッ化物歯面塗布

フッ化物を応用したむし歯予防法の一つ。フッ化物を歯に塗布をする方法で、主に低年齢児に用いる方法です。

○ フッ化物洗口

フッ化物を応用したむし歯予防法の一つ。フッ化ナトリウムの水溶液を口に含み、ぶくぶくうがいをする方法。集団で用いられることが多い。

○ フッ化物の応用

歯をむし歯から予防するためにフッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤やフッ化物歯面塗布などを、年齢や場面に応じて方法を選択しながらうまく活用することをいいます。

第3章 救急医療対策

【現状と課題】

現 状

1 救急医療体制の整備

(1) 第1次救急医療体制

- 軽症の患者も含めて2次、3次の医療機関に患者が多く集中することから、まずは、患者の近くの休日夜間診療所等（第1次医療機関）で対応し、必要に応じて入院救急を行う医療機関を紹介する体制を構築する必要があります。
- 比較的軽症の患者がまず最寄りの外来救急医療を担う医療機関に受診するよう、県民・患者への啓発、周知を図るとともに、緊急性のない時間外受診の抑制についても検討する必要があります。
- 平成24年10月1日現在、休日夜間診療所は医科が40か所、歯科が18か所設置されています（図3-①）。また、医科では、休日夜間診療所設置が4地区、在宅当番医制実施が4地区、両制度併用が18地区、未実施が1地区となっています。

(2) 第2次救急医療体制

- 「救急病院等を定める省令」では、救急隊による常時の搬送先として、救急病院、救急診療所を告示することとなっています。
- 第1次救急医療を担う休日夜間診療所の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当する第2次救急医療施設が整備されています。第2次救急医療体制は、広域市町村圏を基本に、県内に15ブロックを設定し、ブロックごとに病院が輪番方式で対応する病院群輪番制により実施されています。
- 平成24年10月1日現在、96か所の医療機関が病院群輪番制に参加しています（図3-②）。また、この他に、救命救急センターを設置している18か所の第3次救急医療機関のうち、11か所が輪番に参加して第2次救急医療体制の支援を行っています。

(3) 第3次救急医療体制

- 平成24年10月1日現在、救命救急センターを18か所指定し、第2次救急医療機関の後方病院として脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷などにおける重篤救急患者の救命医療の確保のため、24

課 題

- 外来救急医療（患者が自ら医療機関に赴き通常の診療時間外に受診するもの）と入院救急医療（入院治療を必要とする救急医療をいい、救急車により患者が搬送されるもの。）を区分し、それぞれの医療提供体制を構築していくことが必要です。
- 日頃の病歴等健康状態を管理し、急病時に適切な指示が受けられるよう、「かかりつけ医」の定着を図ることが必要です。
- 休日夜間診療所及び在宅当番医制について、各地域医師会、歯科医師会の協力を得ながら、一層の充実を図る必要があります。また、未実施地区については、地域の第2次救急医療機関と連携する必要があります。
- 広域2次救急医療圏域と2次医療圏域が整合しない地域がありますが、その見直しについては、救急搬送の問題等を踏まえ検討する必要があります。
- 第2次救急医療機関の不足により、やむを得ず、第3次救急医療機関が病院群輪番制に参加し、第2次救急医療を担っている広域2次救急医療圏が7医療圏あります。この現状を踏まえて、第2次救急医療体制の在り方について検討する必要があります。
- 緊急性の高い疾患については、救命救急センター及びそれに相当する機能を有する高度救命救急医療機関が複数で機能別に対応し、緊急性の高くなない疾患につ